

次期ごみ処理施設等用地問題に関する調査報告

及び

再発防止策

令和5年2月

四街道市

目次

| | | |
|----|---------------------------|----|
| 第1 | 基本的事項..... | 3 |
| 第2 | ヒアリング調査について..... | 3 |
| 1 | ヒアリング調査の概要..... | 3 |
| 2 | ヒアリング調査体制..... | 3 |
| 3 | ヒアリング調査の対象者..... | 3 |
| 第3 | 本件の経過等及び再発防止の観点からの検証..... | 5 |
| 1 | 第1期太陽光発電所の整備..... | 5 |
| 2 | 土地交換・窪地解消工事の契約..... | 8 |
| 3 | 窪地解消工事の着工から土砂の搬入終了まで..... | 9 |
| 4 | 施工計画書の変更後から土壌汚染の判明まで..... | 12 |
| 5 | 訴訟の提起等..... | 14 |
| 第4 | 課題の整理..... | 16 |
| 第5 | 再発防止策..... | 18 |

(資料1) 四街道市次期ごみ処理施設等用地問題に関するヒアリング調査実施要領・・・21

第1 基本的事項

この報告書は、当市の次期ごみ処理施設等用地（以下「用地」という。）において発生した汚染土砂の搬入等の諸問題について、このような問題が二度と起こらないよう、個別の段階ごとに経過や原因を市内部で直接職員等に確認し、業務上の課題を整理した上で、今後取り組むべき再発防止策を検討し、取りまとめたものである。

なお、本件の真相究明については、関係する事業者からの状況聴取が必要不可欠であるが、本調査では対応できないことから、現在争訟中の民事裁判において行うものとしている。

第2 ヒアリング調査について

1 ヒアリング調査の概要

令和4年度、本件についての過去の経緯を確認するため、関係する内部職員等に対し、直接対面による聞き取り（ヒアリング調査）を実施した。

調査の実施に当たっては、「四街道市次期ごみ処理施設等用地問題に関するヒアリング調査実施要領」（資料1）を定めた。

2 ヒアリング調査体制

ヒアリング調査は、市長、副市長、廃棄物対策課長の3名体制にて実施した。（対象者1人当たりのヒアリング時間は概ね2～3時間）

3 ヒアリング調査の対象者

ヒアリング調査の対象職員等は、議会における次期ごみ処理施設用地残土埋め立てに関する調査特別委員会における証人を基に、平成25年度から平成30年度までの間において、環境経済部内の職にあった職員、廃棄物対策課、環境政策課に在籍していた職員その他本件と特に関係があったと思われる者であり、合計9名である。（次ページに一覧を示す。）

| ヒアリング実施日 | 対象職員等の概要 |
|------------|---|
| 6月 3日 (金) | a (平成27～30年度・環境経済部長) |
| 6月28日 (火) | b (平成26～28年度・環境政策課長) |
| 8月 3日 (水) | c (平成25～26年度・廃棄物対策課主幹 (清掃計画グループリーダー)) |
| 8月31日 (水) | d (平成27～28年度・廃棄物対策課長、 平成29～令和元年度・環境経済部参事) |
| 9月26日 (月) | e (平成25～27年度・廃棄物対策課主査 補 (平成27年度は清掃計画グループリー ダー)) |
| 10月14日 (金) | f (平成28～29年度・廃棄物対策課主幹 (ごみ処理施設整備推進室長)、平成30 ～令和3年度・廃棄物対策課長) |
| 11月15日 (火) | g (平成25～26年度・廃棄物対策課長、 平成27～29年度・環境経済部次長、平 成30年度・環境経済部長) |
| 11月25日 (金) | h (平成25～28年度・環境経済部主幹、 平成29年度・廃棄物対策課副主査) |
| 12月27日 (火) | i (平成21年度～令和3年度・市長) |

第3 本件の経過等及び再発防止の観点からの検証

本件の検証に当たっては、まず個々の問題の経緯を順に示し、その上でヒアリング調査によって明らかになった内容、再発防止の観点から取り上げるべき課題について整理する。

| 時期 | 主な出来事等 |
|--------|-------------------------------------|
| 平成25年度 | ・第1期太陽光発電所に係る搬入路の行政財産目的外使用許可 |
| | ・ごみ処理問題に関するタウンミーティング開催（みそら自治会、山梨三区） |
| | ・再生砕石搬入 |
| 26年度 | ・第1期太陽光発電所完成式 |
| 27年度 | ・願書 |
| | ・回答 |
| | ・土地交換契約 |
| | ・窪地解消工事着手 |
| | ・吉岡区基本合意書締結 |
| 28年度 | ・適用除外届の提出 |
| | ・国道51号の溢水 |
| | ・土砂の過剰搬入 |
| | ・過剰土砂への対応協議 |
| | ・千葉国道事務所へ0.5%勾配を説明 |
| 29年度 | ・施工計画書（日付遡り） |
| | ・変更施工計画書①～③ |
| | ・適用除外届（日付遡り） |
| | ・変更施工計画書④～⑥ |
| | ・ふっ素発覚 |
| 令和元年度 | ・訴えの提起（損害賠償請求訴訟） |
| 3年度 | ・鉛発覚 |

1 第1期太陽光発電所の整備

(1) 調査内容

- 太陽光発電所の造成内容について
- 市の反応について
- 行政財産の目的外使用許可申請への対応について
- 再生砕石に対する市の対応及び安全性の確認について
- 原状回復を不要と判断した経緯について

(2) 聴取結果

○太陽光発電所の造成内容について

- ・用地に隣接する私有地の複数地権者において太陽光発電所を造成することとなったと聞いた。
- ・近隣の吉岡の地主がソーラーを設置する許可を得ているが、中々着手できていない。実際着手して完成させるぎりぎりの年限がもう近づいているようだ。

○市の反応について

- ・吉岡の細い市道を使うと道路を傷めたりするから、中を通して、砕石を敷くと、土地も草刈りする必要なくなるし、斜面を少し盛って平面の用地を増やすことにつながり、有効活用ができるのではないかと。
- ・吉岡の地区の方たちの行う事業なので、市は協力しなきゃいけない。

○行政財産の目的外使用許可申請への対応について

- ・申請書は、隣接地権者2名及び事業者A（法人）の連名で作成されており、提出については、平成25年12月9日に、大谷（有限会社大谷総合都市計画事務所）（のj）が来庁し、図面等とともに申請書が提出された。
- ・申請は、用地の一部について進入路として使用し、進入路は発電所の造成に使用します。建設資材、再生砕石（^{ゼロ}0砕石）にて整地、敷均しします、となっていた。
- ・市は、吉岡地区の市道は生活道路であり、住民生活に支障が出ること、工事車両の通行が危険であることから、市長が特に認めた場合として、行政財産使用許可を行った。

○再生砕石に対する市の対応及び安全性の確認について

- ・大谷（総合）に（再生砕石の）分析結果を持ってきてと話をし、それを持ってきてもらった。
- ・大谷（総合）に連絡を入れて、その再生砕石を作っている事業者に来てもらって、ここに入れている砕石は焼却灰にコンクリート材とかを入れて作るものです、と説明を受けた。
- ・県指定の証明書面があるので、そこで出している以上は大丈夫だろうということは確認を取ったが、実際にそこで取った素材のものが入っているのか、違うものが入られたのかというところまでは確認できない。

- ・その検査で通っているものが実際入っているならば、そういう物質的なものは多分出てこないと思う。
- ・建設リサイクル法に基づく殻であれば、そんなものは絶対入ってこないが、灰は、鉄の一部残ったものとかガラスがある可能性がある。
- ・サンプルでいただいたものはすごくきれいだったと記憶している。
- ・重金属の検査内容は問題ないと（環境政策課は）言っていた。
- ・（現場の確認について）周りのパトロールしか行っていない。ほとんどそんなことやっている余裕がない。タウンミーティングの方にもう全部向いていた。

○原状回復を不要と判断した経緯について

- ・原状回復については、当初漠然とした形で許可を出していて、再生砕石がどんなものだったかも、まだ分からなかった。
- ・話の中で、市から（砕石を）入れてくれと言っていることなので、それを原状回復させるという行政処分っておかしいじゃないか、と判断されたのではないか。
- ・原状回復について、課長専決とした理由は、覚えていない。
- ・市有財産の管理というのは課長専決だから課長でいいと、そういう理論になる。
- ・急（勾配）な道路だったため、そこが整備され、職員としては助かった。

(3) 検証

- ・再生砕石の成分については、提出された証明書面、分析結果や事業者への聴取を行って確認しているが、その内容から実際に搬入された再生砕石に鉛が含有されていることを疑うことは難しかったと考えられる。
- ・行政財産の使用許可については、部長以下の専決区分が設定されることによって、詳細な情報が市長まで入らず、担当部課内での判断となってしまった。

2 土地交換・窪地解消工事の契約

(1) 調査内容

- 願書の受理に至るまでの経緯について
- 下野商事株式会社（以下「下野商事」という。）との関係について
- 願書に対する市の回答の検討過程について
- 土地交換契約書の内容について

(2) 聴取結果

- 願書の受理に至るまでの経緯について
 - ・組合加入で進めていたのが頓挫し、みそらは住民投票の結果で、山梨でのリプレイスも断念せざるを得ないということになり、もう吉岡しかないと言われ、吉岡に舵を切った。そうしたときに、願書を出してきた。
 - ・（願書が）上がってきたのは寝耳に水だった。
- 下野商事との関係について
 - ・下野商事から土地交換に関する願書が出てきたが、下野商事から、直接受け取ったという記憶は全くない。
 - ・下野商事とは会ったことがない、という証言と、1回、1さんが来たことがある、との証言があった。
 - ・後で更迭されてしまった下野（商事）側の1氏が、大谷（総合）と内々で話を進めて現場をいじっていたのではないかと聞いた。
- 願書に対する市の回答の検討過程
 - ・願書への市の回答内容については、市長の了解事項であると言われ、既定路線だったとする証言と、市長の指示はなく検討すると言われた、とする証言があった。
 - ・凶面を見せられ、こういう線にすれば等価交換になるので、議会の承認が必要ないだろう、と言われた。
- 土地交換契約書の内容について
 - ・契約書の内容については、事前に説明はなく、相手から上がってきて、初めて見たという証言と、（契約書の中身について）もう既定路線だったと認識している、という証言があった。
 - ・市の（契約書の）ひな形と全く違うので、これでいいのかという話はしたが、これは決定事項で変えられませんという話だった。

(3) 検証

- ・業務の実施に当たって、相手方事業者との関係作りが全くされていなかった。
- ・相手方と直接対応していないにも関わらず、相手から提出された文書をそのまま決裁等の事務処理に用いていた。
- ・土地の等価交換とすることで、「四街道市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」で定める、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分とならなかったため、本件契約について議会に報告していなかった。

3 窪地解消工事の着工から土砂の搬入終了まで

(1) 調査内容

- 窪地解消工事の着工後の状況について
- 特定事業許可適用除外届出書の提出について
- 国道51号への溢水問題について
- 土砂の過剰搬入への対応策、敷均しについて

(2) 聴取結果

- 窪地解消工事の着工後の状況について
 - ・残土を搬入する入口は、四街道市側ではなく、下野商事側から入れている。まさか自分の土地に汚染土なんか入れるなんて普通考えられない。そういう下野商事に対する信頼があった。
 - ・過剰堆積になった時点で、市長から何で見てなかったのだという話があった。
 - ・用地のパトロールはしていたが、パトロールの日報は、毎日落としていなかったと思う。現施設の周辺のパトロール、あるいは新施設建設予定地である吉岡は週2、ないし3パトロールしていた。
 - ・吉岡周辺のパトロールに関しては、用地の周りを囲っている木柵や、野焼き、不法投棄が主。工事の施工管理という認識でパトロールは、行っていなかった。
 - ・大日運輸側の搬入で市側の通路からの搬入ではないので、向こうに積んで（いるので）、向こうの用地まで行かなければ多分難しい。大日運輸側の通路を使って搬入していた、その中において管理監督という話。

- ・公共工事の通常のやり方であれば、現場代理人がいるので、進捗だとか、手順だとかは現場代理人が作業し、市の職員がその都度都度、確認が必要な場面には立ち会う。
- ・都市部では、細かいことまでは書かないが、例えば交渉のことや、あるいは打合せで決まったことは、全部、通常記録を作るのは常識で、環境経済部に来てから、なぜかそういうものを取らないのが常識みたい。
- ・（4月の人事異動の引継ぎでは、）引継書も作成し、吉岡の用地に関しては、書類関係も含め、すべからく引き継いだ。
- ・引継ぎ書はあったと思うが、こういう業務をやっていかなければならないという、ざっくりとした説明があったと記憶している。特に用地の関係で問題が大きくあるよという話はなかった。

○特定事業許可適用除外届出書の提出について

- ・公共事業であれば、（条例の文言で明記されており、）特定事業許可の適用除外で、届出（許可）は要らない。
- ・（27年度に土砂等）発生元証明書を目にした記憶はある。確か、東京の有明のマンションか、店舗かの建設残土、発生残土がこういうルートで51号を通り、四街道の吉岡に搬入される搬入経路図と多分数値だったと思う。
- ・異動してきてしばらく経ち、机の片隅に適用除外の起案、決裁済みと届出書、添付書類、発生元証明の一部が置かれていたもので、これを処理しなければならぬと処理し始めて、5月ぐらいに環境政策課に出した。
- ・環境政策課から同意書が足りないと言われ、大谷総合から取り寄せた。
- ・（土砂等発生元証明書）はある分は見て、足りない分は、大谷総合に頻繁に出してくれとお願いして、28年の12月か29年の1月ぐらいに出してきたという状況だった。
- ・28年の12月か、29年の1月に、一番最初にあった以外のやつ（土砂等発生元証明書）をぽんと（出してきた）。
- ・17万立方メートルの発生元証明が出てきたときには、これが全てじゃないかなと思った。

- ・（特定事業許可適用除外届出書の日付について）28年の2月12日金曜日に吉岡区と基本合意書を締結した日になるが、夜までやっていて、その日付で処理するのはちょっと無理があるだろうという話になって、週明けの月曜日（15日）とする内部の打合せの話を踏まえて変更した。

○国道51号への溢水問題について

- ・（平成28年8月の大雨の当日は）現場にすぐ行ったらもう大変な状況だった。国道が冠水してしまって、周囲の店舗から、だいぶ叱責された。交通整理をやらなければならない状況で、だいぶ夜遅くまで動いた記憶がある。
- ・その時には、大谷総合のk氏もいたし、それ以外の作業の方もいた。
- ・作業の方に水道（みずみち）を、国道からの水を流すしかないのかなという状況で、ユンボで掘ってもらった記憶がある。その時はもう暗くなっていたので、用地の状況が分からなかった。
- ・（近隣住民から）あんなところを埋めるからだよとか、そんな話を受けた。
- ・（溢水の原因は、排水）管がつぶれてしまったという感じは受けた。
- ・大雨の後は、千葉国道事務所の方から、何とかしなさいと、市にも連絡があった。大谷総合の方にも連絡をしていると思う。
- ・大谷総合は、その管がつぶれているか確認する必要があるということで、何か管の中に機械を入れて確認する方法があると言っていた。しかし、結局勾配がきつ過ぎて、そういう調査はできないと言われ、その原因がつかめていないという状況。その代わりに、土水路を掘り込んでいた。
- ・現場には、溢水の関係で、8月以降、前より頻繁に行くようになった。

○土砂の過剰搬入への対応策、敷均しについて

- ・ぽこっと山ができたということを知って、そのうち山が大きくなり、心配になって、28年の遅い頃にk氏に、これ本当に大丈夫なのかと聞いたところ、法面に使うからとの回答を受けた。今思えばだまされたかなという感じだ。
- ・汚染土を入れるとか、非常な過剰な盛土をするという先入観というものがない。

- ・（土砂の搬入を）止めなさいという話もあった。現場に向かったときに、3・3・1号線を結構な量のトラックが走って搬入してたので、その現場に行って、もうだめですよというようなことを言った記憶がある。
- ・ダンプがあつて、運転手さんが乗ってて、私は下から（言った）。（運転手の反応は）無表情だった記憶はある。
- ・29年2月20日の日に0.5%勾配を取るという図面を持って、大谷総合k氏と千葉国道事務所酒々井出張所へ協議しに行つてほしいということで行つた。
- ・図面の出所はわからないが、その図面の書き方を見ると、大谷総合が作る図面の書き方、描き方と似ている（ものであつた）。

（3）検証

- ・当時の引継書の記載や説明があいまいであり、双方で認識のずれが生じたものと考えられるため、引継ぎの仕方については、今後の改善の必要がある。
- ・特定事業許可適用除外届出書については、日付や添付書類についての認識が甘く、後迫いの事務処理となつていた。
- ・土砂等発生元証明書の提出を事業者に求めたものの、事業者からの提出が遅れ、搬入状況を確認できないまま、工事が進行してしまつた。
- ・事業については、事業者任せとの意識が強く、職員が何を担当するかという当事者意識が希薄となつていたと考えられる。

4 施工計画書の変更後から土壌汚染の判明まで

（1）調査内容

- 施工計画書及び変更計画書の作成の経緯について
- 関係者らとの協議、打ち合わせ等について
- 土砂の汚染についての確認について

（2）聴取結果

- 施工計画書及び変更計画書の作成の経緯について
 - ・適用除外になる事業については公共事業ということで、（施工計画書が）必要だという認識だった。

- ・施工計画書については、公共工事に準じた書類ということで、どういう書類が必要なのかというのを調べた中で作っていたもの。
- ・施工計画書については、後から話をしている中で、そこまでは必要なかったものだということが分かった。
- ・kさんに連絡して（施工計画書を作って提出するように）言っているが、なかなか出てこない。出てきても、何か数字がおかしい、ということが結構頻繁にあった。
- ・一番最初の施工計画書と変更施工計画書は、事後だが、その後の変更施工計画書は、事後処理ではない。
- ・施工計画書の日付関係は、kさんがあまり理解していない部分があり、こちらで入れた。

○関係者らとの協議、打ち合わせ等について

- ・大谷総合のk氏が持ってきた経過をまとめた書類の中から、建設機構が関与している書類が出てきた。（時期は）29年9月ではなかったか。
- ・時期ははっきりしないが、大谷（総合）さんからもう2万立方メートル入れさせてくれと言われたときがある。もう高くなっている状況だったから、これ以上だめだよという話になった。

○土砂の汚染についての確認について

- ・（土質の）検査は誰がやるべきか、あまり議論したことはないが、当然相手方は、うちの費用でやりますと言っており、契約上そうなっているわけだから、下野（商事）が本来やるべきだ。
- ・30年か29年だったか。大谷（総合）がやった土壌分析の報告書があったはず。大谷（総合）がやったときは何も問題ないという。当然、きちんとした会社がやっているのだから、その時点では、疑っていなかった。

(3) 検証

- ・施工計画書については、市から事業者へ資料作成を依頼していたが、最初のものは日付が遡りとなっていた。
- ・本件に建設機構が関わっていることは、事後に大谷総合から提出された資料により判明したものと思われる。
- ・さらなる残土搬入の話については、すでに過剰であるとの認識から、市は断っている。

- ・搬入土壌の確認については、土質については事業者側の責任であるとの認識であり、市は土量の確認を書面により行うとの認識であった。

5 訴訟の提起等

(1) 調査内容

- 訴訟に至るまでの経緯について
- 事業者との金銭の授受について

(2) 聴取結果

- 訴訟に至るまでの経緯について
 - ・何回か行政指導を行ったが従わないので、民事の損害賠償請求でいこうと（なった）。
 - ・刑事の方になってしまうと、次期ごみ処理施設事業自体が止まってしまいう可能性がある。
 - ・証拠を押さえられてしまうと、いろんな調査もできなくなるし、刑事にするには、それ相当の積上げをしてないとだめだと、警察関係者から言われた。
- 事業者との金銭の授受について
 - ・妻のいとこ4人で、八街の相続を受けた土地を造成して販売というか、管理できないので処分したいとなった。その中で結果的に設計、又は協議とか、いろんな形でお願いしたのが大谷総合。
 - ・22年からスタートし、24年位に第1期の工事、売買等については終了したが、残りの半分は道路を造ったりしなくてはいけないのが25年位から考えていこうと（なった）。
 - ・いとこ同士の話で、さて工事費をどうするかという話の中で、実際に売買が完了すれば即、工事をお願いしたので、立替払いするよという話を受けた。
 - ・2期工事を延期するということで中断をした。当然その中の800万円はお借りしたが、使わなくなったのでj氏にお返しした。
 - ・現金で貸していただいた。（用途は）工事代金だけではなく、その手続き、その他位置指定道路や測量をやらなくてはいけないとか、いろんな一連。

- ・（時期は）多分25年。（市長選とは）全然違う話。
- ・今も八街では、造成の検討と、一部、第1期の道路を造った接道している分の売買は進めている。

（3）検証

- ・行政指導では進まない中で、刑事訴訟も考えたが、事業への影響等を考慮して、民事訴訟を選択した。
- ・業務上関係のある事業者から、たとえ親族が借りたという話であっても、職員として関わっていることは、市民からの信頼を損なうおそれがある行為であり、職員と業者の関係性として適切とは言い難い。

第4 課題の整理

ヒアリング調査によって得られた証言及びその検証に基づいて、当市における業務執行上の課題を以下整理する。

1 業務体制について

(1) 担当職員及び担当業務の明確化

各事業において担当となる職員が誰なのか、業務をどの範囲まで処理しなければならないのかが明確になっていなかった。

また、事務を補助する体制がとられていなかった。

(2) 記録の不備

業務実施に当たっての文書処理が、また、事後的に業務内容を確認できる文書が存在しておらず、当時の状況が確認できない。

(3) 事務引継ぎ

人事異動に伴う事務引継ぎを行うに当たり、明確に引き継ぐべき内容を示す引継書の様式となっていないため、引き継ぎ内容が曖昧になり、正確に事務が引き継がれなかった。

(4) 組織上の指揮命令系統

上司から部下への指示や、報告の徴取、上司と部下との間の報告、連絡及び相談を行うという意識が希薄な体制であった。

(5) 全庁的な統括

担当課が財産管理、契約事務を行う際に、全庁的に統括・管理を行い、相談・チェックをする体制となっていない。

(6) 情報共有体制

業務上必要な情報等について、環境経済部内や他部との情報共有体制がとられていなかった。

(7) リスク管理

最悪の事態をある程度、想定し、いかにそれを防ぐか、という発想が希薄であった。

また、問題が起こってしまった後に、場当たりの、後手後手の対応となっていた。

2 職員の対応について

(1) 公文書の取扱い

起案日の遡りや起案文書の一部差し換えなど、公文書への信頼を守るという意識が希薄であった。

(2) 事業者との関係

金銭の貸借を親族に紹介したことは、事業者との距離感が保てず、公務の公正さに対する疑念を生みかねない関係であった。

3 制度について

(1) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（いわゆる残土条例）

ほとんどの土砂等発生元証明書が事後に提出されたため、搬入される土砂の成分や量について確認できないまま、工事が進行する状況であった。

第5 再発防止策

第4の課題を踏まえ、今後このような問題が二度と起こらないよう、市として必要な再発防止策について以下に取りまとめる。

1 業務体制の確立

(1) 職員間の連携体制の強化（各課）

課内又は係内において、他の職員がどのような業務に携わっているか相互理解を深め、組織としてどのような課題を抱えているのか、各業務の担当者は誰なのか、明確にする。

(2) 記録書類の作成及び保存（各課）

現場写真の撮影、打合せ記録簿の作成を中心に、業務を遂行するに当たり記録を作成する。指示や報告はできる限り文書で行い、口頭で行った場合は、その旨の記録を作成する。当該業務に関する意思決定過程や、業務の遂行過程を確認できるようにすることで、今後の問題発生を予防する。

(3) 人事異動に伴う引継ぎ事務の強化（人事課、各課）

人事異動に伴い引継ぎを行う際には、引き継ぐ事務を明確にし、当該事務の内容、進捗状況、注意事項、その他引き継いだ職員が参照すべき資料を伝達する。事務の引継ぎを確実にし、事務の遺漏や遅延を防止する。また、人事異動が発令された場合に、速やかに対応できるよう、日ごろから事務の整理を実施する。

(4) 決裁権者、指揮命令系統の明確化（各部及び各課）

上司と部下の関係を明確にし、報告、連絡及び相談並びに指揮命令が確実に行われる体制を整備し、問題が発生した際に組織として対応することを徹底する。

(5) 契約手法・内容の審査（契約課、総務課、各課）

地方自治法を基本とする契約であることを今一度意識し、今後は契約書の内容を多角的に評価、検討する。典型的な契約に分類できない契約の場合には、関係課に事前に相談を行い、その内容が妥当か、市に不利益を与えないかを確認する。

(6) 契約における情報共有体制の整備（契約課、各課）

随意契約を締結する場合、契約を締結しようとする相手方だけでなく、業務に関わると想定される業者を含めて調査を行い、事前に契約リスクを把握できるよう、内部的な情報共有体制を構築する。

(7) 業務に関するリスクの把握（各課）

業務を実施するに当たり、事前にメリットやデメリット、リスクの洗い出しを行うとともに、関係課に対し、意見照会や疑義照会を行い、対応策を含めた政策立案を実施し、不適切な判断の未然防止を徹底する。また、必要に応じて、弁護士等の外部の専門家や有識者に対し意見を求める。

(8) 業務実施前に必要となる手続等の確認（各課）

業務を開始する前に、法令で定められた各種手続の有無や業務を実施するための要件を確認する。

(9) 市長等への報告の徹底、重要案件の市議会への報告（総務課、各課）

業務に際して問題が発見された際は、直ちに市長・副市長へ報告を行うよう改めて徹底する。

併せて、地方自治体が市長（執行機関）と議会（議決機関）による二元代表制で運営されていることを再認識し、市政の重要案件については、法定の議決事件に限らず、市議会に報告する。

2 職員の意識改革

(1) 職員としての心得の周知（人事課）

コンプライアンス（法令遵守）の徹底や公務員倫理等、職員として必ず知っておかなければならない事項をまとめ、職員に周知、徹底する。

(2) 職員倫理条例の制定（人事課）

職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、「四街道市職員倫理条例（仮称）」を制定する。

3 制度の導入や変更

(1) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（いわゆる残土条例）の改正等（環境政策課）

残土条例では、発生元の土砂を事前に確認できるよう、土砂等の試料採取への市職員の立会いについて規定し、また、土砂等発生元証明書について、搬入予定を事前に把握するため搬入日の7日前までに届け出ることとし、これまでも各種改正を行っている。

しかし、本件は、許可を要しない特定事業において、残土条例の多くの規定が直接適用されない状況下で発生したことから、今後、残土条例第9条ただし書による適用除外案件についても、取扱いを明確化する。

(2) 行政財産の目的外使用許可の決裁区分の変更（管財課）

継続して使用許可を行うものについては、これまでどおりとするが、新規に使用許可を行うものについては、市長決裁とすることを検討する。併せて、申請に当たっては公共性、社会的必要性を審査し、使用時、使用後のリスク等についても予め検討する。

(資料1)

四街道市次期ごみ処理施設等用地問題に関するヒアリング調査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市長が内部調査体制を構築し、次期ごみ処理施設等用地における窪地解消工事、汚染残土搬入等について、関係職員等へのヒアリング調査を実施することにより、これまでの経緯を明らかにし、再発防止策を検討することを目的とする。

(調査の実施)

第2条 ヒアリング調査は、次に定めるメンバーで実施する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 廃棄物対策課長

(調査の実施方法)

第3条 ヒアリング調査は、市長が指定する場所において、対面により実施する。ただし、対面により難しい事情がある場合においては、これに代わる方法によって実施することができる。

2 ヒアリング調査は、非公開とする。

(調査の対象者)

第4条 ヒアリング調査の対象者は、次期ごみ処理施設等用地における窪地解消工事等に関係のあった市の職員（定年等により退職した者を含む。）とする。

2 前項の規定に関わらず、市長は特にヒアリング調査を実施する必要がある職員等に対して、ヒアリング調査への協力を求めるものとする。

(調査結果の公表)

第5条 市長は必要なヒアリング調査が完了したときは、調査内容を取りまとめた結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第6条 ヒアリング調査に参加したメンバーは、ヒアリング調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 内部調査に係る庶務は、環境経済部廃棄物対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月27日から施行する。